

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和4年5月27日（火曜日）
午後1時30開会、午後1時58分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穩至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、山田財政課総括課長、
今野税務課総括課長
 - (2) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長、菊池国際室長、
渡辺交通政策室長、大越企画課長、寺澤国際企画課長、山田地域交通課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第2号）
第1条第1項
第1条第2項第1表中
歳入 第9款
歳出 第2款 総務費
 - (2) 議案第2号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて
- 9 議事の内容
○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議

案の審査を行います。

議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入第9款、歳出第2款総務費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰等への対策として緊急に対応が必要となる予算を計上したものでございます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条についてですけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33億553万9,000円を追加し、補正後累計を7,963億6,035万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表のとおりでございますけれども、これにつきましては予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9款国庫支出金のうち2項国庫補助金につきましては、生活困窮者及び子育て世帯への支援をはじめ、運輸、交通事業者への支援、ウクライナ避難民の支援等に必要となる財源を補正するものでございまして、33億553万9,000円の増額でございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。4ページをお開き願います。2款総務費、4項地域振興費、3目交通対策費でありますけれども、こちらにつきましては燃料費高騰の影響を緩和するため、乗合バス及びタクシー事業者に対して支援金を交付しようとするものでございまして、4,558万円の増額でございます。

次に、4目国際交流推進費につきましては、県内のウクライナ避難民に対して生活支援等を行うものでございまして、706万1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 国際交流推進費について、今回700万円余の増額ですが、これは洋野町種市に避難している方々に対してのものだと理解しています。今後ウクライナから岩手県に避難する可能性というのはゼロではないと思うのですが、そういった場合の予算立てというのはどういう仕組みになるのか、またその準備はあるのかお伺いしたいと思います。

○菊池国際室長 ウクライナ避難民の内訳でございますけれども、今回の706万円余の積算に当たりましては、現在洋野町に既に避難していらっしゃる4名の方、それプラス今後見込まれるというわけではありませんけれども、来た場合に備えて6名分をあわせて措置したところでございます。

○城内よしひこ委員 それはもう織り込み済みであるということですね。今後何名かふえ

でも大丈夫ということですね。了解しました。以上です。

○**工藤大輔委員** まず、今回国から配分された額について、交付決定額についてと、その中から 32、3 億円、今回補正予算で計上されていますけれども、財務省通知等ではきめ細かい対応をとるためどのような視点に留意すべきかということ、市町村としっかり連携しながら対応すべきと出ていると思います。それらも踏まえて、どのような観点で予算編成を行ったのかお伺いします。あわせて市町村への交付決定額についてもお知らせください。

○**山田財政課総括課長** 3点質問があったとっております。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に係る県と市町村の交付限度額を合わせて答弁させていただきますけれども、県につきましては 54 億円となっておりますし、各 33 市町村合計の数字にはなりますけれども、こちらは 51 億円余の交付決定となっております。その上で、今回補正予算の計上に当たりましては、26 億円弱の交付金を活用させていただいております。

また、予算編成全体としての市町村との連携については、今回 33 億円余のうち 21 億円をいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助という形で措置をしたいと考えており、こちらにつきましては各市町村とも連絡をとりながら、早期支給や市町村独自の上乗せといったところも検討いただくようにというところは事務レベルでしっかりと連携をさせていただいております。今後また幅広い事業者支援に関しましても、市町村と連携を密にしていきながらの補正予算の編成という形になると思っております。

○**工藤大輔委員** 先ほどの本会議においても、知事の答弁で緊急性の高い分野を優先しているということで、そういった観点では運輸事業者等はガソリン価格が高騰していて、非常に大変だろうと思えます。

県内の状況を見ると、ガソリン価格にかなりばらつきがあると思えます。私が見たところでは、高いところで 170 円台で推移して、同時期に 160 円台前半だとか、1 リッター当たり 10 円を超える地域間の価格差は現在も続いている感じがします。

今回の支援金の出し方から見れば、運輸業者に 1 台当たりということではせざるを得ない分野があるのかもしれませんが、きめ細かくという観点から見ると、この価格差をどのように勘案しながら、状況を見ながらやっていくかということも検討段階では頭に入れながら、地域において本当に大変なところ、より苦しい地域へのサポートをしていただきたいと思っているところであります。

また、今回 1 世帯 5 万円の国が最初決めたフレームで児童手当支給対象世帯には拡充できるということですが、子育て支援というのは児童手当対象のところだけではないのが本当で、子供の年代が高い世帯や、仕送り世帯もかなり大変です。そういった声をかなり聞くわけですが、そういった世帯に対する支援は、今回の予算編成の中でどのような検討をされたのかお示してください。

○**山田財政課総括課長** 質問を 2 点いただいたかと思っております。工藤大輔委員御指摘のとおり、緊急に特に顕著に影響があらわれている分野ということで今回子育て世帯支援と、そして運輸交通事業者支援をさせていただいておりますけれども、制度設計に当

たりまして確かに地域格差であったり、車両1台といっても車種の大きさであったり、運行距離であったりといったところはさまざまでございますので、そこをどこまできめ細かく制度設計をしていくかというところと、一方で事務手続をなるべく事業者にとって簡易な方法で、そしてより迅速に支給をするというところ、より詳細に制度設計をすればするほど支給が遅くなってしまうというようなデメリットもありますので、今回緊急対策で交付金1台当たり幾らというような形にはさせていただいておりますけれども、今後各事業者の性質によってもあらわれてくる影響は違うと思っておりますので、そこはしっかりと全部局で注視していく必要があると考えております。

また、児童手当受給世帯以外の生活者支援に関する検討の状況等でございますけれども、今回国の事業としましては児童扶養手当の受給世帯を対象にしております。こちらですと県内であれば1.4万人ぐらいが対象ですけれども、それではやはり少ないだろうということで、幅広く生活者に影響が及んでいるという観点から、今回県では独自に児童手当受給世帯というところで14万人の方々に支援ができるようにと考えておりました。ただ一方でほかの方々、生活者に幅広く影響があらわれていることは我々も認識しておりますので、今後6月定例会であったり随時の補正予算におきまして、いかに幅広くあらゆる生活者支援をできるかといったところは検討していかないといけないと考えております。

○**工藤大輔委員** わかりました。かなり範囲が広がったり、皆さんに影響しているわけですが、その中でも先ほど言った仕送り等の世帯というのは、出費も毎月数十万円単位で大変だと思います。

また以前の制度等では、市町村によっては、県内の大学生や県外にいる大学生への支援などもやっていたと思います。

市町村と連携等をとれるものとはっていきながら、役割分担もしながら進めていただきたいと思います。これは要望ですし、またあわせてその他の財源についてしっかりと現状を把握しながら、よりよい制度をつかって提案をしていただきたいと思います。

最後に、ウクライナ避難民に対する支援についてお伺いしたいと思います。生活が長くなってくると、行動範囲も広がって、例えば車など生活するのに一般的なものが必要になってくると思います。周りで支援ができるもの、洋野町が独自で行う支援もありますが、先ほどの答弁では連携しながらということですが、県の役割については、ウクライナの避難民に対する支援のどこの分野をやるのか、そして連携をとってどういう支援をするのか、それについて確認させてください。

○**菊池国際室長** まず、ウクライナ避難民に対する県の役割ということでございますけれども、県といたしましては広域的な自治体ということで、県民として避難民の方を受け入れるということで、広域的な観点からさまざまな相談対応ですとか、通訳、翻訳の支援ですとか、あるいはニーズの聞きとり、そういったところにまず当たっていきます。

それから、当面の生活費につきましては、先ほどの本会議で熊谷ふるさと振興部長からも答弁申し上げましたけれども、日本財団からの支援が得られるまでの間、当面の生活費

について支援してまいるという考え方でございます。

支援に当たりましては、洋野町とも常々連絡をとりながらさせていただいているところ
でございまして、これまでに県の国際交流協会から延べ9回現地を訪問しまして、いろい
ろなニーズの聞きとりなどもさせていただいているところでございます。

避難生活が今後どれほどの長期間に及ぶかまだわかりませんが、時間がたつにつ
れてさまざまなニーズがまた出てくるものと思っております。そうしたニーズ聞きとりな
がら、私どもとしても適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○**関根敏伸委員** 今の工藤大輔委員の質問と重複するのですが、財源のことをもう少し詳
しく教えてください。コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分ということで先ほど県
と市町村の配分総額をお示しいただきましたが、この配分基準を具体的に詳しく教えてい
ただければと思います。

○**山田財政課総括課長** 今回新しく創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方
創生臨時交付金に係る原油高騰分の算定方法でございますけれども、今回基本的には単価
が決められまして、それに対して人口を掛け合わせるということで、基本的には人口の多
さによって、全国そして市町村に割り振られるということでございますけれども、基本
的な単価掛ける人口にまた補正を掛けるというような係数が新設されておりまして、そこ
に關しましては感染状況でありましたり、あとは3回目ワクチン接種の接種率に応じてかさ
上げがありましたたり、あとは財政力指数、財政力が低いか高いかといったところを勘案し
て、今回の交付金の額といったものが算定されていると認識しております。

○**関根敏伸委員** ありがとうございます。都道府県別のと市町村別、これはふるさと振興
部から頂いていた資料にあるのですが、都道府県別についてはおおむね人口に近い形で交
付されているというのはわかるのですが、市町村の部分を見ますと県内市町村で相当開き
があると認識しております。人口的に似通ったところであっても、例えば私の住んでいる
北上市であれば2億7,000万円、近い人口の花巻市が3億9,000万円近いようです。一関
市、奥州市になりますと5億円以上配分されているということで、恐らく市町村は市町村
でこの原油高騰、物価高騰対応を見ていかなければならないと思うのですが、すると交付
限度額で差が出てくるということになれば、市町村で対応できる部分も変わってくるのか
と思います。市町村で何か特別な補正とか何かかかる部分があるのか、このぐらい大きな
開きが出ているのはどういうことか、詳しく教えていただければと思います。

○**熊谷ふるさと振興部長** 国の交付の考え方の大きなところは先ほど山田財政課総括課
長が答弁したところでございまして、そのような理解の下、市町村ごとの算定がなされま
して、国から私どもに通知があり、市町村全体で51億円という配分と承知しております。
個々の市町村の算定につきまして、詳細はわかりかねるところでございまして、いずれ各
市町村の実情を伺いながら、さまざま市町村と県の役割分担と考えてまいりたいと思っ
ております。

○**関根敏伸委員** 市町村の詳細はわからないということですが、大きな開きがある

なという印象を受けたわけです。恐らくこの物価の状況、ウクライナの状況がどの程度影響が長期間に及ぶのかということにもかかわってくると思いますが、相当いろいろなことを打っていかねばならないということで、特に地方に行けば行くほど物価高の影響等は大きくなるのだと思います。車の所有台数にせよ何にせよ、地方は都会とはまた違う部分がありますから、この財源の確保、あるいはその配分の方法、そこは知事会なり市町村会なりいろいろなところで動きはあると思うのですけれども、詳細に地方ならではのものを積み重ねて、やはり都会とは違う影響というものを詳細に積み上げて、交付に向けてのさらなる運動というか、要望活動は強めていかねばならないのではないかと感じるのですけれども、この辺についてはいかがですか。

○熊谷ふるさと振興部長 新型コロナウイルス感染症が流行する時代になりましてさまざまな新型コロナウイルス感染症に対する感染対策でありますとか、事業活動がなかなか健全に良好に行われず、そういった中で収入の面で厳しい事業者がさまざまございます。そういった部分を県全体で支援を行っていくために、国に対してこれまでも必要な財源の確保につきまして、県分と合わせまして機会を捉えてさらなる財源の充実について要望しているところでございます。

今後とも今関根敏伸委員からお話がありました点も踏まえまして、引き続き国へ要請してまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 まず第1点、細かい話になって恐縮ですけれども、商工労働観光部の予算に今回計上された運輸事業者運行支援緊急対策費については、トラック協会が窓口になって進めていると伺っています。

当委員会に付託されているバスとタクシーの部分、負担金、補助及び交付金となっておりますが、これはどのような形になって、それを末端まで浸透させるにはどのような方策を考えているのか、教えてください。

○山田地域交通課長 まず、バス事業者につきましてでございます。路線バス対象という形になっておりますので、こちらは直接当方で対応させていただきたいと思っております。

一方、タクシー事業者につきましてでございます。こちらにつきましては、タクシー協会にお知らせ等をしながら、積極的な周知を図っていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 確認ですけれども、今の話だと県が直接ではなくてタクシー協会を通じてということですか、

○山田地域交通課長 交付金の事務処理自体につきましては県が直接行いますが、周知につきましては、タクシー協会を通じまして積極的に周知を図っていききたいということでございます。

○飯澤匡委員 直接というのはいいようで悪いところがあって、業者にとっては申請が非常に煩雑になるとか、そういうことで遅配にならないように、そこはきちんと留意してお願いしたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、今国会で議論されている補正予算についてですが、こ

れについても質疑の内容を見ますと、燃料等高騰分について議論がされていますが、今後国会の決定による県の動き等について想定されている部分をお知らせください。6月定例会で対応できるのかどうか、その辺がわかれば教えてください。

○山田財政課総括課長 国の補正予算編成に伴う県の動向等につきましてでございますけれども、基本的には4月の末、27日に原油価格・物価高騰対策として国ではパッケージを示しております、それぞれの国の補助事業につきましては、基本的に概要が示されているような状況となっておりますので、6月定例会に追加できめ細かくどのように事業者支援であったり生活者支援を組んでいくかというところで、できる限りそこは反映をさせていきたいと考えておまして、予算編成に取り組んでいるところでございます。

○飯澤匡委員 今回の部分は既に決定した部分ですよね。今議論をしている部分は、情報としてどう伝わっているかまだわからないけれども、時期的な部分をまず最初にお伺いしたのです。

○山田財政課総括課長 補足となりますけれども、今般緊急対策として国で4月末に示されたものにつきましては、一部を予備費で、そして一部を今回審議している補正予算で予算措置するという形になっておまして、基本的には4月末の対策パッケージに従って県も補正予算を組んでいくという形を想定しております。

○飯澤匡委員 よくわかりました。以上です。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第2号の岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにより御説明させていただきます。

1の提案の趣旨についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手県県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、2の条例の内容についてであります。⑴、法人の課税標準の区分経費の義務に係るガス供給業の区分を改めたものです。

次に、⑵は、外形標準課税対象法人の事業税の所得割について、税率を100分の1に改めるとともに軽減税率を廃止したものであります。

次に、⑶は、特定ガス供給業に係る課税方式及び税率を定めることとしたものです。

次に、⑷は、その他所要の整理をしたものです。

最後に、3の施行期日等についてであります。令和4年4月1日から施行したこと及び所要の経過措置を講じたものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。